

シンガポール国立大学連携事業実施委託業務
仕様書

1 業務目的

愛知県では、産業の競争力を維持・発展するために、スタートアップを起爆剤とする新たなイノベーション創出のエコシステム形成が喫緊の課題であると考え、2018年10月に「Aichi-Startup 戦略」を策定した。

スタートアップ・エコシステムの形成・充実に向けては、海外先進地における知見の吸収、海外スタートアップの当地域への誘引、本県スタートアップのグローバル展開等の推進を図っていかなければならない。

本業務は、本県スタートアップ・エコシステムのグローバル連携を促進するため、世界のスタートアップ・エコシステムの先進地であるシンガポールにおいて中心的な役割を果たすシンガポール国立大学（以下、「NUS」という。）と連携し、NUSが計画する本県内での活動との連携事業の実施やNUSの提供するスタートアップ関連プログラムの活用等を行うものである。

※愛知県は、世界でも先進的なスタートアップ支援の実績を持つNUSと2018年8月に「科学技術分野における連携協力に関する覚書」を締結し、さらに、この覚書をベースとした、「スタートアップ支援分野における連携協力に関する覚書」を2019年9月に締結した。さらに、2022年8月には、「BLOCK71 Nagoya」開設に係る契約書を締結した。

2 委託期間

契約締結日から2024年3月31日まで

3 業務内容

シンガポール国立大学連携事業実施委託業務を実施するに当たり、以下の業務を行う。

(1) NUSの本県内での活動との連携事業

NUSが支援するスタートアップの日本等海外展開支援のため、NUS及びBLOCK71 Nagoyaが計画する県内での活動と本県及び本県企業等との連携をサポートする。

ア NUS・BLOCK71との共催イベントの開催支援

NUS及びBLOCK71 Nagoyaと共催で実施するセミナーやピッチイベントの開催等を支援する。(4回程度)

- ・ NUSとの事前調整・ミーティング
- ・ 参加者募集
- ・ 言語を英語で開催する場合の日英通訳手配（オンライン開催の場合は可能な限り同時通訳を手配すること）
- ・ オンライン開催時のWEBツール手配（オフライン開催（愛知県内を想定）の場合は会場手配）
- ・ イベント開催当日の運営

イ BLOCK71 Nagoya の活動支援

BLOCK71 Nagoya が県内で円滑で活動できるよう、支援を行う。具体的には、県及び BLOCK 71 との協議に基づき、地域のスタートアップや事業会社等の関係者との関係構築の支援等を行う。

業務分担

項目番号	愛知県	委託事業者
NUS との事前調整	○	△
参加者募集	○	○
通訳手配	—	○
WEB ツール手配・会場手配	—	○
イベント運営	○	○
NUS の活動支援	○	○

※記号：○主担当、△補助

○ 補足事項

- ・ 委託事業者は、イベント登壇者と参加者がコミュニケーションを取りやすくするような取組を積極的に行うこと。
- ・ イベントの主催は県が行う場合と NUS が行う場合があるが、NUS が主催の場合も上記項目に関して参加者募集等の支援をすること。
- ・ 4 回程度のうち 1 回は、PRE-STATION Ai で開催する BLOCK71 Nagoya の開設イベントを想定すること。

(2) NUS が開催するアントレプレナーシップ養成プログラムへの県内学生派遣事業

NUS が開催するアントレプレナーシップ養成プログラムに県内の大学(院)生等を参加させること。(参加者 3 名程度)

- ・ NUS との調整
- ・ 参加者選定
- ・ NUS への参加料の支払い(参加料は本委託業務の経費の中で支払うこと。1 人あたり 4,650SGD を想定 ※GST(税)除く)
- ・ 参加者との事前調整

(アントレプレナーシップ養成プログラムの概要)

- 内 容 NUS が開催し、多様な国籍、言語、文化を持つ学生が世界中からシンガポールに集い、シンガポール及び東南アジアのイノベーション及びアントレプレナーシップのエコシステムについて、学ぶ 2 週間のプログラム
- 開催時期 2023 年 7 月頃を想定
- 募集時期 2023 年春頃
- 参加方法 現地開催予定

(スケジュール (予定))

2023 年 2 月～4 月 参加者公募・選定 (県が公募を実施)
2023 年 4 月～6 月 参加者・NUS との事前調整
2023 年 7 月頃 プログラム実施期間

業務分担

項目番号	愛知県	委託事業者
NUS との調整	○	△
参加者選定	○	△
NUS への参加料の支払い	—	○
参加者との事前調整	△	○

※記号：○主担当、△補助

(3) 東南アジア市場ビジネス展開支援プログラムへの県内スタートアップ派遣事業

NUS が開催する東南アジア市場ビジネス展開支援プログラムへ県内のスタートアップを派遣する。(参加者 1 社以上)

- ・ NUS との調整
- ・ 参加者公募・選定
- ・ NUS への参加料の支払い (参加料は本委託業務の経費の中で支払うこと。1 社あたり 15,000SGD を想定 ※GST (税) 除く)
- ・ 参加者との事前調整

(東南アジア市場ビジネス展開支援プログラムの概要)

- 内容 東南アジアのビジネス環境理解、東南アジア市場・文化の理解等に関する講義やワークショップ等を通して、東南アジア市場へのビジネス展開支援を目的としたプログラム (開催期間：4 週間程度を想定、開催時期：秋頃を想定)

業務分担

項目番号	愛知県	委託事業者
NUS との調整	○	△
参加者公募・選定	○	○
NUS への参加料の支払い	—	○
参加との事前調整	△	○
成果報告会	○	○

※記号：○主担当、△補助

(4) 「SMART MANUFACTURING SUMMIT BY GLOBAL INDUSTRIE」へのスタートアップの出展支援

GL イベントが主催する SMART MANUFACTURING SUMMIT BY GLOBAL INDUSTRIE (SMS) (開催期間：2024 年 3 月 13 日から 3 月 15 日まで。場所：愛知県国際展示場) にシンガポールのスタートアップが出展するための支援を行う。

- ・ 出展スタートアップの募集・選定
出展するスタートアップの募集にあたっては、シンガポール国立大学と協力し、関係機関からの推薦を受けたスタートアップとする。
出展するスタートアップは3社とし、あらかじめ、本県の下承を得るものとする。
- ・ 出展するスタートアップへの支援
出展するスタートアップを選定した後、日本への渡航及び出展するために必要な準備に係るスタートアップへの支援、並びに主催者との調整など、出展に必要な連絡調整を行うものとする。
- ・ 出展するスタートアップの航空券及び出展ブースの手配・費用負担
出展するスタートアップ3社の航空券（スタートアップ1社につき2名分。エコノミークラス）、出展ブース及び出展ブースにおいて必要となる机・椅子等の手配及び費用負担を行うこと。

2023年11月～12月頃 参加者募集・選定
 2024年1月頃 参加者決定・事前調整
 2024年3月 出展支援

業務分担

項目番号	愛知県	委託事業者
募集・選定	○	○
スタートアップへの支援	△	○
渡航費及び出展料の支払い	—	○

※記号：○主担当、△補助

(5) その他付随業務

① 事務局の設置及び運営

プログラム期間中の運営のための事務局を愛知県内に設置する。(全体の進行管理、NUS等との調整及びサポート等)

② 運営従事者（1名以上）の配置

- プログラムの運営をサポートする運営従事者を1名以上配置すること。
- 英語でコミュニケーションが取れる者を1名以上設置すること。
- 運営従事者は、NUSからの意見・提案・要望等があった場合は、県に報告・相談すること。

③ 受託事業者のネットワークの活用

参加者募集等にあたっては、受託事業者が有する企業やスタートアップ等とのネットワークを最大限に活用すること。

④ 広報活動

当業務の取組をHPやSNS等を通じて、積極的に広報すること。なお、広報に写真等を用いる場合は、肖像権等に配慮の上、使用すること。

⑤ 成果報告の PR

(1)～(4)の取組を広く周知する機会を設けること。なお、この機会には本業務内で開催するセミナー内で行うことができるものとする。

⑥ 業務報告書の提出（電子データ及び印刷物 5 部）

2024 年 3 月 31 日までに、プログラム全体に係る報告書を提出する（20 ページ以上を想定）。

4 その他

(1) 本業務と連携することで、効果的と思われる内容がある場合、委託限度額の範囲内で積極的に提案すること。

(2) 業務実施に当たっては、県との十分な連携の上実施すること。

(3) 業務内容については、本仕様書及びシンガポール国立大学連携事業実施委託業務企画提案書募集要領に基づいて提出した企画提案書の内容を遵守することとし、業務の実施に当たっては、県と十分に協議すること。

(4) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。

(5) 製作物（チラシ、業務実施報告書等）の著作権は愛知県に帰属する。また、受託事業者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

(6) 業務実施において、個人情報等の保護すべき情報の取扱いに万全の対策を講じること。

(7) 当該業務の実施に当たり、問題等が発生した時は、県に遅滞なく報告するとともに、誠実な対応を行うこと。

(8) 受託事業者は、業務完了後 5 年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(9) 委託業務の経理を明確にするため、受託事業者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(10) 本件に関して、疑義が生じた場合及びこの仕様書に定めのない事項等については、必要に応じて県と受託事業者が協議する。

(11) 当業務に係る費用については、委託事業者の負担とする。

(12) 当業務と密接に関連し、県が別途発注する「シンガポールスタートアップエコシステム連携事業」の受託事業者と必要に応じて連携を取ること。

(13) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、仕様書記載の業務の一部が実施できない又は効果が認められない場合は、県と受託事業者協議の上、契約金額を含めて、契約変更をする。